

○電話加入権の差押手続等について

昭和34年12月26日

34税第1,170号

総務部長

国税徴収法（昭和34年法律第147号）の施行に伴い、電話加入権の差押手続等について、日本電信電話公社、自治庁及び国税庁三者協議の結果、次のとおり改められたから、昭和35年1月1日からこれによることとし、実施にあたりいかんのないようにされたい。

記

1 差押え及び差押解除の手続について

- (1) 電話加入権の差押えをする場合は、差押通知書（別紙様式第1号）を差押えをする電話加入権の電話加入原簿を備え付けている電話取扱局（以下「取扱支店等」という。）あて送付すること。この場合においては、差押通知書の副本を添付するとともに、返信用封筒（表書を記載して切手をはること。以下同じ。）を同封すること。

なお、電話加入権を差し押さえた場合は、差押調書（別紙様式第2号）を作成するとともに、滞納者に対しては差押調書の謄本を交付しなければならないが、この謄本の交付は差押えの効力発生の要件ではなく、取扱支店等への差押通知書の送達、差押えの効力発生の要件であることに留意すること。

- (2) 差押通知書を郵便により送達するときはできるだけ書留郵便によることとし、交付送達の方法によるときは受領のあつたことを証する文書を作成すること。

- (3) 電話加入権の差押えを解除する場合は、差押解除通知書（別紙様式第3号）にその副本を添付し、返信用封筒を同封して取扱支店等あて送付すること。

なお、滞納者に対しては、差押解除通知書（別紙様式第4号）を送付すること。

- (4) 差押通知書又は差押解除通知書に記載する第三債務者名は「NTT東日本株式会社」又は「NTT西日本株式会社」とし、送付先は取扱支店等とすること。

なお、差押通知書等の作成に当たっては、滞納者及びその住（居）所を正確めいりょうに記載すること。

2 差押え及び差押解除の登録について

- (1) 取扱支店等においては、差押通知書の送付を受けたときは、電話加入原簿に差押えの登録を行つた上、差押通知書に添付して送付された差押通知書副本の「備考」欄に差押通知書の受付年月日、受付番号及び差押登録済の旨を記載して返送することとなつていることに留意すること。

(2) 差押解除の場合についても(1)に準ずるものであること。

3 電話加入権に質権が設定されていたとき等の表示について

差押えをした電話加入権について、電話加入権質に関する臨時特例法（昭和33年法律第138号）第1条の規定により質権が設定されているとき又は仮差押え若しくは仮処分がされているときは、取扱支店等は2(1)により返送する差押通知書副本の「備考」欄に、質権が設定されている場合にはその質権者の住（居）所及び氏名を、仮差押え又は仮処分がされている場合には執行裁判所名及び事件番号をそれぞれ記載することとなっているので、返送を受けた差押通知書副本にこれらの記載があつたときには、国税徴収法第55条の規定による差押通知書を速やかに当該質権者又は執行裁判所等に送付すること。

4 参加差押え及びその解除の手續等について

電話加入権について参加差押えをする場合及び参加差押えを解除した場合の取扱いについては、1から3までに準ずること。

なお、この場合における参加差押通知書、参加差押調書、参加差押書、参加差押解除通知書の様式については、別紙様式第5号から第11号までによること。

5 売却決定について

(1) 差し押さえた電話加入権を換価した場合において買受人がその買受代金を納付したときは、国税徴収法第122条の規定により売却決定通知書（別紙様式第12号）を取扱支店等に送付すること。

なお、この場合においては、国税徴収法第118条（売却決定通知書の交付）の規定により買受人に対しても売却決定通知書（別紙様式第13号）を交付しなければならないことに留意すること。

(2) 売却決定をした後の電話加入権の譲渡承認については、従前のとおり買受人に直接取扱支店等あて請求させること。

なお、電話加入権の譲渡は、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社（以下「NTT東（西）日本株式会社」という。）の承認によつて効力を生じるのであるから、売却決定通知書を取扱支店等に送達し、又は買受人に交付した後においても、NTT東（西）日本株式会社の譲渡承認が得られない場合には、売却決定を取り消す必要があることに留意すること。

(3) 売却決定をした電話加入権について、NTT東（西）日本株式会社が譲渡承認をした場合は、当該電話加入権に対する質権は消滅し、その電話加入権質原簿は除去されるものであること。

附 則（昭和49年税第7号）

- 1 この通達は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和58年税第69号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年税第422号）

- 1 この通達は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年徴令第39号）

この通達は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年徴令第74号）

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年税指第125号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和8年税指第1003号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

送付先	

差押通知書										
殿										年 月 日
神奈川県 事務所長										印
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	督促番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備 考
						円	法律によ 円 る金額	円	法律によ 円 る金額	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
差押財産	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所					備 考		

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連 絡 先	
所 属	氏 名 電 話
課 班	

- 作成要領
- この通知書は、その副本並びに差押調書(別紙様式第2号)及び差押調書謄本と併せて作成する。
 - 「差押財産」の「備考」欄は、この通知書の副本に取扱支店等が差押登録の旨等所要の事項を記載するために設けたものであるから、誤つて字句を記入しないよう留意する。
 - この通知書に記載する通知者名は、庁外においてこの通知書を作成する場合を除き神奈川県 事務所長とする。

取扱支店等										
差押調書										
年 月 日										
神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	督促状番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
						円	法律による円金額	円	法律による円金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差押財産	局番	電話番号	電話機の設置場所					備考		
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。										
年 月 日()										

作成要領 この調書の謄本には、次のように記載する。

1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、*の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、国税徴収法第47条第1項第1号(「備考」欄に※の記載のあるものは同条同項第2号、また、*の記載のあるものは同条第2項)の規定により差押えをしたものです。

(※の理由)

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

3 この差押えに不服があるときは、この差押えのあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

4 この差押えについては、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

送付先	

差押解除通知書				
殿			年 月 日	
神奈川県			事務所長	
印				
次の財産の差押えを解除します。				
滞納者	住(居)所			
	氏名			
差押解除財産	局番	電話番号	電話機の設置場所	差押通知書受付
				年月日
				番号
備考				

連絡先	
所属	氏名
課班	電話

作成要領

- 1 この通知書は、その副本及び差押解除通知書(別紙様式第4号)と併せて作成する。
- 2 「差押通知書受付」欄には、取扱支店等から返送された差押通知書副本の「備考」欄に記載されている差押通知書の受付年月日、受付番号を記載する。

なお、解除する差押えに係る参加差押えが差押えの効力を生じたものであるときは、「差押通知書受付」欄に「参加」と冠記する。
- 3 「備考」欄には解除する差押えについて、差押えの効力を生ずべき参加差押えがある場合に、その参加差押えをした行政機関等の名称を記載するほか、差押解除の理由等必要と認める事項を記載する。

取 扱 支 店 等	

差押解除通知書				
様			年 月 日	
神奈川県			事務所長	
印				
次の財産の差押えを解除しました。				
滞 納 者	住 (居) 所			
	氏 名			
差 押 解 除 財 産	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所	差 押 通 知 書 受 付
				年 月 日
				番 号
備 考				

送付先	

参加差押通知書

年 月 日

殿

神奈川県 事務所長

印

次のとおり、滞納金額を徴収するため、参加差押えをしました。
国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所									
	氏名									

滞納金額	督促番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞処分費	備考
						円	法律による金額	円	法律による金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	

参加差押財産	局番	電話番号	電話機の設置場所				備考			
	執行機関名					差押年月日		年 月 日		

連絡先		
所属	氏名	電話
課班		

作成要領

- 1 この通知書は、「別紙様式第6号」から「別紙様式第8号」までと併せて複写により作成する。
- 2 「参加差押財産」の「差押年月日」欄には、参加差押えが差押えの効力を生じたものであるときは、当該参加差押通知書の年月日を記載し、「差押年月日」欄に「参加」と冠記する。

取 扱 支 店 等	

参加差押調書										
年 月 日										
神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。										

滞 納 者	住 (居) 所									
	氏 名									

滞 納 金 額	督促状 番 号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	法律によ る 円 金額	円	法律によ る 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	

参 加 差 押 財 産	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所					備 考	
	執行機関名						差押年月日		年 月 日

取 扱 支 店 等			参加差押書							
参加差押先の執行機関	所在地			年 月 日						
	名									
	称			殿						
神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	督促番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	法律によ 円 る金額	円	法律によ 円 る金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
参加差押財産	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所				備 考			
	執行機関名					差押年月日		年 月 日		
「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。							連 絡 先			
所 属				氏 名			電話			
課 班										

取 扱 支 店 等										
参加差押通知書										
年 月 日										
様										
神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされている財産について国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをしましたので、同条第2項の規定により通知します。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
滞納金額	督促番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
						円	法律による円金額	円	法律による円金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
参加差押財産	局番	電話番号	電話機の設置場所					備考		
	執行機関名					差押年月日	年 月 日			

- 1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、*の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、参加差押えをしたものです。
- (※の理由)
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 3 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この通知書に記載されている処分については、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。」に、「の翌日から起算して3か月」を「の翌日から起算して3か月
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

送付先	

参加差押解除通知書					
殿				年 月 日	
神奈川県 事務所長				印	
次のとおり、参加差押えを解除しました。 国税徴収法第88条第3項の規定により通知します。					
滞納者	住(居)所				
	氏名				
参加差押えを解除する財産	局番	電話番号	電話機の設置場所	参加差押通知書受付	
				年 月 日	番 号
	執行機関名				

作成要領	連絡先		
	所属	氏名	電話
	課班		

この通知書は、「別紙様式第10号」及び「別紙様式第11号」と併せて複写により作成する。

取 扱 支 店 等					
参加差押解除通知書					
参加差押先の執行機関	所在地	年 月 日			
	名称				
		殿	神奈川県 事務所長		
		印			
次のとおり、参加差押えを解除します。 国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。					
滞納者	住(居)所				
	氏名				
参加差押えを解除する財産	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所	参加差押通知書受付	
				年 月 日	番 号
	執行機関名				
			連 絡 先		
			所 属	氏 名	電 話
			課 班		

取 扱 支 店 等					
参加差押解除通知書					
様 年 月 日					
神奈川県 事務所長 印 次のとおり、参加差押えを解除しました。 国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。					
滞 納 者	住 (居) 所				
	氏 名				
参 加 差 押 え を 解 除 す る 財 産	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所	参加差押通知書受付	
				年 月 日	番 号
	執行機関名				

取扱支店等

参加差押解除通知書

年 月 日

様

神奈川県

事務所長



次のとおり、参加差押えを解除しました。
 国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。

滯納者

住（居）所

氏名

参加差押えを解除する財産

局 番

電話番号

電話機の設置場所

参加差押通知書受付

年 月 日

番 号

執行機関名

送付先	

売却決定通知書				
殿				年 月 日
神奈川県 事務所長				印
次のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第122条第1項の規定により通知します。				
買受 人	住(居)所			
	氏名			
滞納者	住(居)所			
	氏名			
売却した財産	局番	電話番号	電話機の設置場所	売却価額
				円
代金納付年月日		年 月 日		

備考 「売却した財産」欄に記載してある電話加入権について、質権設定の登録がされているときは、その電話加入権の譲渡承認をされた後に質権を抹消してください。

取 扱 支 店 等				
売却決定通知書				
年 月 日				
様				
神奈川県 事務所長 印				
次のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第118条の規定により通知します。				
買 受 人	住 (居) 所			
	氏 名			
滞 納 者	住(居)所			
	氏 名			
売 却 し た 財 産	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所	売 却 価 額
				円
代 金 納 付 年 月 日		年 月 日		

備考 この売却決定通知書によりNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に対して、権利移転の手続をとってください。なお、権利移転についてNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の承認が得られないときは、売却決定を取り消します。